

若越郷土研究

44の2

南北朝・室町期越前守護沿革・ 支配機構に関する諸問題(三)

河村 昭 一

五 斯波氏の大野郡支配

守護の管国支配において、郡が行政単位とされることについてはつとに指摘され、今谷明氏による総合的研究も試みられている⁽¹⁾。斯波氏分国でも、越前(旧稿)・越中(同)・尾張⁽²⁾・遠江⁽³⁾で明証が得られる。越前では大野郡・敦賀郡に見られるが、小泉氏が『県史』で「甲斐氏が重視した敦賀郡とこの大野郡の郡代とは設置された事情がおおいに異なる」と的確に指摘されているように(四七三頁)、

河村 南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題(三)

越前の両郡の性格は異なると思われる。すなわち、敦賀郡は郡代の置かれる郡であるのに対し、大野郡の方は、いわゆる分郡であったと考えられる⁽⁴⁾。本節では、小泉氏が『県史』で叙述されたことの再確認に加え、若千の補足を試みたい。

【史料I】

三寶院御門跡御領当郡牛原庄内外宮役夫
工米事、任十一月十六日免除御奉書之旨
可被停止催役之由候也、仍執達如件、
十二月廿一日、^(左近)信乃入道在判

二宮將監殿
乙部勘由左衛門殿

この文書は、三寶院領大野郡牛原庄の役夫工米に關して、幕府の「免除御奉書」を奉じた守護の遵行状(伝存せず)を受けて出された⁽⁵⁾とみられ、一見すると発給人二宮信濃入道は越前守護代のようなものであるが、室町期の越前守護代が甲斐氏以外に移った形跡は見当たらない上、小泉氏の指摘されるように(『県史』四七二頁)、「当郡」の表記があることから、二宮は大野郡を管掌する郡代と解するのが

朝期以来の斯波氏重臣ではあるものの、信濃守を名乗る系統は、南北朝末期の信濃、室町期の加賀において守護職にあった斯波氏庶流の斯波義種・満種父子のもとで守護代を務めた家であつて⁽⁶⁾、斯波氏嫡流の被官ではない⁽⁷⁾。しからば、右の二宮信濃入道は、後述する敦賀郡代と同列の立場で越前守護(斯波氏本宗家)のもとに属する郡代ではなく、大野郡は

義種系斯波氏が守護権をもつ分郡であつて、二宮はその代官、つまり大野郡守護代の地位にあつたとすべきではあるまいか⁽⁸⁾。

史料Iの年代については、明らかにし得ない。ただ、応永二年(一三九五)から同二十五年の間は除外してよい。なぜなら、この両年に牛原庄に關する遵行命令がいずれも守護から守護代甲斐將教(祐徳)に下達されている⁽⁹⁾、この間の大野郡は分郡として位置づけられていないことが知られるからである。したがって、史料Iは応永二年(日付からすれば厳密には元年)以前か同二十五年以降、つまり南北朝(といつても斯波義將が越前守護職に補任される康暦二年以降であろう)か室町期かということになるが、役夫工米徴集が

完全に守護支配機構を通して行われていることを示しているところから、後者の可能性が高いとみてよからう。しかし、大野郡が室町期になって初めて分郡とされたのではなく、その淵源は南北朝期にまで遡り得る可能性のあることを、二節に掲げた(嘉慶二年)五月十四日乙部中務入道宛二宮氏泰書状(史料B)が示唆している。

史料Bの発給人二宮氏泰は、おそらく斯波義種が至徳元年(一三八四)信濃守護職に補任されると同時に同国守護代となり、少なくとも嘉慶二年(一三八八)十二月まで在職が確認できる。つまり、史料Bは氏泰の信濃守護代在職中のものとなり、氏泰は越前の守護代も兼帯していた可能性をうかがわせる。しかし、この嘉慶二年をはきむ前後の越前守護代には斯波家の執事甲斐教光が在職していたと考えられるから(旧稿)、かかる高い地位にある甲斐教光がいったん改替されて二宮氏泰に替わり、そのあと再び甲斐教光が補されたとするよりも、先に想定したように教光が応永二年に没するまで守護代に在職し続けたとみなす方がはるかに自然である。とすれば、

守護代級の重臣二宮氏泰の越前におけるふさわしい地位は、大野郡のみを管掌する郡代とならう。しかし、信濃守流二宮氏と義種系斯波氏の緊密な主従関係が信濃時代の守護義種と守護代二宮氏泰との間で成立していたことを重視すれば、史料Bにおける二宮氏泰の地位は、単なる郡代というよりも、大野郡に分

郡守護権——と断定できるだけの明証はないものの斯波義種を郡代とは考えにくいだろう——をもつ斯波義種のもとにおける代官、すなわち、前掲史料Iの二宮信濃入道と同様大野郡守護代とでもいうべきではなからうか。その場合、氏泰は当時信濃守護代も兼帯していたのであるから、少なくとも大野郡に在国することを前提とした就任ではなく、二宮氏泰の地位は厳密には大野郡在京守護代とでもいべきであろう。

それでは、史料Bの宛人乙部中務入道の地位はいかがであらうか。一般に守護代から下地打渡を下達される者としては、中央から下される使節か、在国守護代などが想定されるが、次の文書から判断するに、後者の可能性が高いと思われる。

【史料J】¹⁴

泉・小山領家下地事、先度任御施行之旨、春日御代官可被遵行申候也、此旨可心得候、穴賢く、

八月十九日 (花押)

乙部中務入道殿

この文書は、内容的には前掲史料Bとまったく共通し、かつ「任御施行之旨」の文言からたとえ直接史料Bを受けたものではないとしても、発給人は史料Bの宛人乙部中務入道と同じ地位にある者、おそらく乙部その人である可能性が高い。しからは、その乙部を仮に中央から下される使節とすると、史料Jは彼がさらにその下位の円木入道に文書を下して遵行の履行を命じていることになり、それは不自然というべきであらう。むしろ、大野郡在京守護代乙部中務入道が、在京守護代たる二宮氏泰からの「御施行之旨」を、いわば大野郡守護使ともいべき円木に下達したと解釈するのが、もっとも無理がないように思われる。以上の推定が認められるとすれば、南北朝末期の大野郡には、分郡守護(斯波義種)——在京守護代(二宮氏泰)——在京守護代

(乙部中務入道)―守護使(円木入道)とい
う支配機構が整備されていたことになる。

大野郡が分郡とされた時期、及び事情につ
いてはまったく手がかりを欠いているため明
らかにできないが、大胆な憶測が許されるな
らば、次のような仮説を提示してみたい。す
なわち、斯波義種が大野郡の分郡守護となっ
たのは、兄義将との政治的地位のバランスを
保つため、時期は信濃守護職が義種から義
将に替わった至徳四年六月ではないかと考え
る。義将・義種兄弟は、共に幼少時から父高
経のもとで守護職正員につくと共通の経
験を持ち(一節2参照)、義将が家督を嗣い
でからも、越中を斯波氏唯一の分国としてい
た応安元年(一三六八)から康暦元年(一三
七九)の間は、守護正員たる義将が弟義種を
守護代にするという、他の時期には見られな
い異例の体制をしいたように、この兄弟の連
携はきわめて緊密なものであったと思われ
る。康暦二年(一三八〇)頃、越前守護職を回復
したあと程なく得た信濃守護職に義種を就け
たのは、兄弟が守護職を一国ずつ所持しよ
うとする意識の反映とみるのがちがすぎであ
らうか。その後至徳四年四月に富樫昌家の加
賀守護職が改替されて斯波氏に給付された段
階で、義種が同職に任じられるのであるが、
あるいはその時、義種の持つていた信濃守護
職を義将に移すと共に、越前大野郡を割譲し
て、義将は越前・信濃両国守護職、義種は加
賀と越前大野郡の一国一郡守護職、として兄
弟間の均衡を保とうとしたのではあるまいか。
分郡の設置(守護職の分割)が、かかる守護
家内部のいわば私的事情で実施されるという
ことには疑問もなくはないが、当時の義将が
將軍義満の厚い信頼を得て管領として幕政を
主導する立場にあったことを勘案すれば、あ
り得ないことでもないと考えられるので、一
つの可能性として提案しておきたい。

次に問題となるのは、応永二年以前に大野
郡の分郡が解消された事情であるが、これは、
分郡設置よりは推測がいくらか容易である。
嘉慶二年から応永二年までの間で義種の身辺
に起こったこととしては、明德元年(一三九
〇)四月から翌二年五月までの間に加賀守護
職を改替されて、兄義将の嫡子義重が任じら
れ、その後同四年七月までに同守護職を回復
していることが挙げられる。したがって、義
種の大野郡守護職が否定されたのは、加賀守
護職を改補された時か、もしくは還補された
時のいずれかであろう。前者なら、義種の所
職をすべて改替するという措置の一環といえ
ようし、後者なら、加賀守護職を返付する代
償として大野郡守護職を没収する、という意
味をもつもので、いずれにしても、大野郡が
分郡であった期間は三年前後であったと思わ
れる。なお、加賀守護職の変遷は、義将・義
種兄弟の政治的軌轢、そしてその後の和解を
示唆するものであるが、具体的様相は知る由
もない。ともあれ、如上の推測はなんら確証
はなく、まったく憶測の域を出ない。

ところで、斯波義種は、南北朝期に越前守
護、若狭守護、越中守護代、信濃守護などを
歴任し、嘉慶元年加賀守護になって以降は、
斯波一族の中でただ一人守護職を持つ有力庶
家として宗家を支えることとなった。ところ
が、義種の子満種の代になって、応永二十一
年將軍義持の勘気を蒙り失脚した結果、この
家の発展は一時頓挫を余儀なくされる。しか
し、満種の子持種は、永享八年(一四三六)

二歳で家督を嗣いだ宗家の斯波千代徳丸(のちの義健)に「加扶持」える立場となつてゐるように、その政治的地位を順調に回復していき、享徳元年(一四五二)には斯波義敏が嗣子のないまま没すると、自分の子息義敏に宗家の家督を嗣がせることに成功した。かかる持種の斯波家内における権勢の確立の前提として、父満種の失脚後再び大野郡の守護権を回復していたことを想定することは許されるのではあるまいか。つまり、持種による大野郡守護職復活の時期は、応永二十一年から享徳元年までの間で、下限は永享八年まで遡及させることも可能であろう。前掲史料Iは大野郡が分郡として回復された室町期の同郡の支配機構として、分郡守護(斯波持種)―守護代(二宮信濃入道)―在国奉行もしくは小守護代(二宮左近将監・乙部勘解由左衛門)というシステムがとられていたことをうかがわせている。

ところで、寛正五年(一四六四)から文正元年(一四六六)にかけて、斯波持種が二宮信濃入道の大野郡「押妨」を幕府に訴えて争つてゐる。このことは、大野郡に対する斯波持種の権限と持種の代官(守護代)であつたはずの二宮信濃入道のそれが、相互に競合する、換言すれば同質のものとなつていた可能性を示唆している。すなわち、当時の斯波持種の地位は、すでに分郡守護ではなく、郡代のごときのものであつたかも知れないのである。仮にそうした事態になつていたとすれば、その契機としては、持種の子息義敏が宗家家督を相続して越前守護に補任されたことが考えられる。つまり、持種の大野郡守護権が義敏の越前一国守護権のなかに解消し(吸収され)、持種は敦賀郡代と同質の大野郡代となつたとの想定である。しかし、子息の一国守護権のもとで父が大野郡を分郡のまま管掌するという体制もそれ程不自然ではないと思われ。持種と二宮信濃入道との抗争にしても、「渡す」とか「返す」といった文言で記録されてゐることを、両者の立場に差がないことの反映とみることも不可能ではないが、翻つて守護と守護代の対立としても十分理解が可能である。たとえばこの問題を最初に紹介している『蔭涼軒日録』寛正五年十月十七日条の「越前国大野郡退彼二宮信濃入道押妨、可

被返于修理大夫(斯波持種)之間」という記事の「返す」というのも、二宮が持種から奪つた郡代職を持種に返付するというのではなく、以前から分郡守護にあつた持種の地位を回復するとの謂とみる方がむしろ自然ではあるまいか。

本来主従関係にある斯波持種と二宮信濃入道の大野郡をめぐる対立は、長祿合戦以後の持種の政治的地位の低下に起因するものと考えられる。すなわち、長祿三年(一四五九)甲斐氏と対立した義敏が失脚し、あとを嗣いだ子の松王丸も寛正二年退けられて渋川氏から義廉が迎えられると、持種の立場がきわめて厳しいものになつたことは想像に難くない。

『新版角川日本史辞典』付録「室町幕府諸職表(守護)」が、大野郡の分郡守護について、持種の在職下限を寛正二年とし、同五年以前から文正元年までを斯波義廉、同年に再び持種としてゐるのは(一一四四頁)、松王丸の失脚、義廉の家督相続と同時に、持種の大野郡守護職も改補されて義廉に移つたと想定し、持種が二宮の「押妨」を訴えてゐることをその証左とみなしてゐるものと思われる。

しかし、義廉の継嗣がそのまま持種の大野郡守護職解任に直結すると解する必要は必ずしもない。持種が寛正五年以降訴えているのは、義廉に奪われた大野郡守護職の還補ではなく、義廉の継嗣で持種の政治的地位が大きく動揺したのを好機とみて、持種の守護権を無視した守護代二宮信濃入道の「押妨」の排除、換言すれば、大野郡守護権の確認であったと理解すべきである。したがって、文正元年八月最終的に持種が幕府から確認された大野郡の所職は郡代ではなく、従前通りの分郡守護職であったと考える²²⁾。

しかし、その直後の文正元年九月、再び義敏の家督が否定されて義廉に移り、やがて応仁の乱に突入したため、持種の大野郡守護権は失われたとみられる。次の文書はそうした時期のものである。

【史料K】

畏申上候、

抑就井野部郷之御領中候て、自二宮与次殿、半分落申候へく候と被申候、随而相残候半分おも、御代管申、御年貢等守護方より進上申へく候由、堅申被付候間、

御百姓等驚入迷惑仕候、可然様二郡司方へ被仰下候て、如以前之御知行候へ、御百姓等弥畏入可存候、定委細者、自御政所御注進可有候、さ候間、今郡司方へ御預候へ、末代不可然候、此等之趣聞食被上候て、御披露候□□畏入存へく候、恐惶謹言、

十二月八日

井野部郷
御百姓

進上御代管殿^參

この文書の年代は、『醍醐寺文書』（大日本古文書 家わけ）・『福井県史』資料編2の傍注の通り応仁元年（一四六七）頃と考えられる。大野郡が分郡とされていた時期にはまったく所見のなかった「郡司」なる名辞が、ここに初めて登場する。これは、史料残存の偶然性の所産とみられなくもないが、今一つの可能性としては、分郡時代は分郡守護に直属するが故に、敦賀郡でみられた「郡代」の呼称が用いられなかったのが（二宮氏の地位を「郡代」ではなく敢えて「守護代」とした所以である）、分郡が解消されて、敦賀郡と同様越前一国守護（この場合斯波義廉）に直結することになったため、尾張や遠江の例

（注2・3）にならって「郡司」の職名が採用された、ということも想定できる（但しなぜ敦賀郡のように「郡代」としなかったのかは説明できない）。

さてこの「郡司」は分脈の上からは二宮与大野郡の行政権を掌握していたのは、種数の次（種数）を指すようにも思えるが、当時の惣領にあたる二宮将監安兼であったとみられるから、「郡司」正員は二宮安兼のことで、種数はその代官として在郡し、応仁の乱勃発に際して半済や守護請を強行しようとしていたと考えておきたい。なお、文正元年まで斯波持種に抵抗して大野郡を實力で確保していたと思われる二宮信濃入道と、二宮安兼・同種数らとの関係については明証を欠くが、安兼の官途が前掲史料Iの宛人の一人二宮左近将監と一致するところから、二宮安兼は元来乙部氏と共に在国奉行もしくは小守護代として二宮信濃入道のもとで大野郡支配の実務に当たっていたものと考えられる。二宮安兼らは当初から持種・義敏方を離れて西軍斯波義廉方に属し、乱の途中東軍に寝返った朝倉孝景と大野郡で戦い、文明七年（一四七五）討

死しているが、大野郡の支配権をめぐって主君斯波義種と対立した二宮信濃入道の動静はまったく伝えられていない。あるいは東軍として持種・義敏父子と行動をともし、西軍に属した二宮安兼らに主導権を奪われたまま没落していったのかも知れないが、詳細は不明である。

以上要するに、大野郡は南北朝末期に斯波義種の分郡とされながら、おそらく三年前後で解消されたが、義種の孫持種の代、つまり遅くとも享徳元年までに分郡が復活して、義種系斯波氏の本拠となった。そのあと子の義敏が宗家の家督を嗣いでからも持種の分郡として存続したが、宿老甲斐氏との対立などで持種・義敏父子の政治的地位が低落し、義敏が西国に没落すると、大野郡守護代として在地に地歩を築いていたと思われる二宮信濃入道との確執を招いた。長い運動の結果持種の守護権は安堵されたものの、ほとんど名目にすぎなかったし、それも斯波義廉が再び家督を嗣ぎ、やがて応仁の乱が始まると、分郡守護職そのものが消滅して一國守護職の中に吸収されたものと思われる。また、二宮信濃入

道も応仁の乱の混乱の中で没落していったと思われる。しかし、その地位は、一族でかつて信濃入道のもとで大野郡支配の実務に当たっていたとおぼしき二宮安廉に継承されて、ともかくも郡単位の公権は残された。そして、安兼を倒滅した朝倉氏の領国支配機構の中でも、大野郡司として制度的に継承されたのである。

なお、大野郡が分郡とされたのは、地形的に他地域と隔絶された小宇宙的空間をもちながら、美濃方面との交通上の要地をなし、また、平泉寺という巨大宗教勢力（と同時に軍事・経済勢力）の膝下であるという、当郡のもつ固有の特質が大きくかかわっていたものと推察される。

注

(1) 今谷氏は「守護領国制下に於ける国郡支配について」（『千葉史学』創刊号、一九八二年、のち一部が同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、に所収）において、先行研究を参照しながら全国的に郡奉行、郡代を検証されている。

(2) 嘉吉三年十一月二十二日尾張在京守護代織田久広遵行状（『新編一宮市史』資料編補遺二、九六「北野社家系々引付」享徳年間条）に「奉行并郡司」の文言が見える。

(3) 年欠十月十日遠江守護代甲斐祐徳書下（『静岡』一五二七、南禅寺文書）の宛所に「郡司御中」とある。

(4) 旧稿では斯波満種・持種父子を「大野郡の分郡守護もしくは郡司的地位」というあいまいな表現で断定を避けていた。

(5) 『県史』資2、醍醐寺文書一四九号。

(6) 信濃守護代としては二宮信濃守（のち式部丞）氏泰、加賀守護代としては二宮与一種氏（信濃入道是信）の名が知られる（旧稿）。

(7) 斯波義淳の管領在任期における管領使者として、二宮越中守の名が、甲斐（将久・飯尾美作守（重清）と共に『満濟准后日記』に頻出する（初出は永享二年六月三十日条。応永四年当時信濃守護代在職が確認される二宮越中入道は隨の系統が（『信濃』三一―二頁、市河文書、同年七月二日二宮は隨遵行状）、斯波氏本宗家の重臣となっていたものとみてよからう。

(8) 小泉氏も「持種は名目的ながら大野郡守護であった可能性がある」とされているので（『県史』四七三頁）、事実認識は私と変わらないと思われ

る。ただ、持種を分郡守護とするのであれば、二宮氏は敦賀郡代と区別する意味でも、「郡代」と呼ぶより「大野郡守護代」とする方がより正確に彼の地位を表現できると思われる。

(9) 応永二年十一月二十二日斯波義将書状案（『県史』資2、醍醐寺文書七五号）、同二十五年十二月六日斯波義淳遵行状（同文書八三号）。

(10) 至徳二年五月十六日斯波義種書下写（『信濃』一三九―一四〇頁、守矢文書、嘉慶二年十二月二十六日二宮氏泰遵行状（『信濃』二〇〇頁、清水文書）。なお佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上（東京大学出版会、一九六七年）一九四頁、旧稿、小林計一郎『信濃中世史考』（吉川弘文館、一九八二年、二九―一三〇頁）など参照。

(11) 旧稿では「郡司」、「県史」では「守護代の可能性が残るものの郡司かもしれない」としていた（三四九頁）。

(12) 至徳四年六月九日斯波義将遵行状（『信濃』一八六頁、市河文書）、及び同年九月日市河頼房軍忠状（同、一九二頁、同文書）によると、同年四月村上頼国・小笠原清順ら信濃の反守護派国人が挙兵した際、在国していた二宮余一種氏（守護代氏泰の子息）がまずこれらと戦い、そのあと氏泰が下向していることが知られるので、氏泰は当初在京していたものと思われる。

(13) 小川氏は、『史料蒐集目録』所収の写の方を用いて、差出人を「二宮某」と表記され、その地位を（越前一国）在京守護代と推測されている（『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、一九八〇年、五〇六頁）。

(14) 『県史』資2、京都大学文学部博物館古文書室所蔵「乗院文書」七号。

(15) 佐藤氏注（10）前掲書、一九三―四頁。

(16) 同右、二三八頁。

(17) 同右、二三九頁、小川氏注（13）前掲書、五〇九―五一〇頁。

(18) 『史料』七―二〇、応永二十一年六月八日条（二〇―二二頁）。

(19) 『建内記』（大日本古記録）嘉吉元年十二月二十一日条。

(20) 『師郷記』（史料纂集）享徳元年十一月十六日条、「文正記」「応仁略記」（ともに『群書類従』二〇、合戦部）など。

(21) 『蔭涼軒日録』に寛正五年十月十七日条を初出として、文正元年八月十八日条まで関係記事が多数散見される。なお、同書では「大野郡」を「大野庄」（寛正五年十二月二十四日条）とか「大野村」（文正元年八月十八日条）などとも記し、表記に揺れが認められる。もし、「大野庄」や「大野村」であれば、これを分郡の事例とはなし得な

くなるが、文正元年八月十八日条（この問題に関する最後の所見記事）の最後を「改村作郡也」と結んでいるので、記主季瓊真業も最終的には「大野郡」との情報を得たものと思われる。

(22) 今谷氏は分郡の事例の中に越前大野郡を含められているものの、その上限をおそらく『蔭涼軒日録』文正元年八月十八日条の記事を根拠に同月とされ、しかも斯波義廉を守護とされたが（注1前掲書、二三二頁）、本文で述べたように、この記事は守護代二宮信濃入道の違乱が退けられて従前通り持種の守護権が改めて確認されたにすぎないとみるべきであろう。但し、名目としては斯波家督に復した子の義敏に与えられた可能性も否定はできない。なお『日本史総覧』II（新人物往來社、一九八四年）の「分郡守護一覧」も義廉を大野郡守護としているが（三三二頁）、本文でふれたように、『新版角川日本史辞典』付録「室町幕府諸職表（守護）」では、文正元年に義廉から持種に還補されたとしている（二二四四頁）。

(23) 『県史』資2、醍醐寺文書二二九号。

(24) 三月十九日二宮種教書状と三月二十日二宮安兼状（ともに朝倉孝景宛）を一紙に認めた案文の端裏書に「此在所返付返状案二宮庶子・宗領兩人分」とある（『県史』資2、醍醐寺文書一四三・一四六号）。案文は種教書状の方が先に書かれている

ので、庶子は種数、惣領は安兼を指すものと考えられる。ちなみに、この両書状は、この年（応仁二年カ）三月十一日、朝倉孝景が醍醐岡光寺領井野部郷の保全を二宮安兼・同種数に依頼したことに對する返状に当たりますが、朝倉は、種数宛の書状の末尾で「委細將監殿（安兼）へ令申候」と述べている（同文書一四一・一四二号）。これは、本来の権能を有する安兼に要請する一方、在地で実務に当たっている種数にも同じ趣旨を伝え、安兼へはすでに依頼済みであることを示して念を押したものと解される。なお、醍醐寺が応仁元年十月二十二日兵糧米の催促停止を二宮安兼の方へ訴えていることも（同文書一三八号）、右の推測を裏付けるものである。なお後注（26）参照。

- (25) 前注でふれた朝倉・二宮両氏の折衝が応仁二年三月のこととすれば、当時の朝倉氏はまだ西軍陣営にいた。すなわち、朝倉孝景に對する東軍の現形工作は、応仁二年九月三日伊勢貞親書状（「朝倉家記」所収）によって始まるとみられる。松原信之「朝倉孝景の戦国大名成長過程の研究」（『福井県地域史研究』七、一九七七年）など参照。
- (26) 文明七年七月二十日伊勢貞宗書状（「朝倉家記」所収）に「去十三日、於大野井野部合戦之時、得勝利、敵数多被討補内、二宮左近將監・同弟駿河守・甲斐太輔坊等首三、京進之旨令披露畢」とある。

る。このうちの「弟駿河守」があるいは二宮種数のことかも知れない。